

〔第 5 号議案〕

専門委員会への付託事項（案）について

第 72 回全国植樹祭滋賀県実行委員会会則第 13 条に基づき、次の事項を有識者および関係団体等からなる専門委員会へ付託する。

専門委員会名	付託する事項
おもてなし・魅力発信専門委員会	<ul style="list-style-type: none">・「おもてなし弁当」の制作に関する事・式典会場における「おもてなし広場」の企画に関する事・県外招待者に対する「視察コース」の検討に関する事・その他、おもてなし・魅力発信に関する事